

長崎県建設工事暴力団対策要綱 改正新旧対照表

改		正		改		正		前									
第12条 附 則 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。					第12条 附 則 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。												
～					～												
附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 (一部改正、別表1改正)					附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 (一部改正、別表1改正)												
～					～												
～ (略) ～					～ (略) ～												
(別表1)					(別表1)												
<table><tr><th>措置要件</th><th>期間</th></tr><tr><td>6 有資格業者が「長崎県暴力団排除条例」第31条第2項の勧告又は、同条第3項の規定による契約解除の要求を受け、正当な理由がなく当該勧告及び契約解除の要求に従わないとき。</td><td>当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当しないことが確認できるときは、当該期間を延長する。</td></tr></table>					措置要件	期間	6 有資格業者が「長崎県暴力団排除条例」第31条第2項の勧告又は、同条第3項の規定による契約解除の要求を受け、正当な理由がなく当該勧告及び契約解除の要求に従わないとき。	当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当しないことが確認できるときは、当該期間を延長する。	<table><tr><th>措置要件</th><th>期間</th></tr><tr><td>6 暴力団事務所等に利用されることが判明した物件の建設工事請負契約に関して、有資格業者が「長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例」第8条第2項に基づき、知事の契約解除等の勧告に基き、有資格業者等が同条例第8条第1項に基づく、知事の契約解除等の勧告に、正当な理由なく従わない不動産所有者等であるとき。</td><td>当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当しないことが確認できるときは、当該期間を延長する。</td></tr></table>					措置要件	期間	6 暴力団事務所等に利用されることが判明した物件の建設工事請負契約に関して、有資格業者が「長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例」第8条第2項に基づき、知事の契約解除等の勧告に基き、有資格業者等が同条例第8条第1項に基づく、知事の契約解除等の勧告に、正当な理由なく従わない不動産所有者等であるとき。	当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当しないことが確認できるときは、当該期間を延長する。
措置要件	期間																
6 有資格業者が「長崎県暴力団排除条例」第31条第2項の勧告又は、同条第3項の規定による契約解除の要求を受け、正当な理由がなく当該勧告及び契約解除の要求に従わないとき。	当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当しないことが確認できるときは、当該期間を延長する。																
措置要件	期間																
6 暴力団事務所等に利用されることが判明した物件の建設工事請負契約に関して、有資格業者が「長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例」第8条第2項に基づき、知事の契約解除等の勧告に基き、有資格業者等が同条例第8条第1項に基づく、知事の契約解除等の勧告に、正当な理由なく従わない不動産所有者等であるとき。	当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当しないことが確認できるときは、当該期間を延長する。																
～ (略) ～					～ (略) ～												